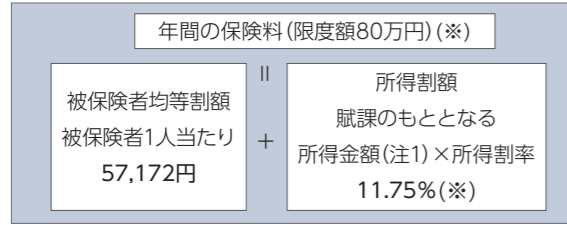


後期高齢者医療制度に関するお知らせ

<保険料率について> 令和6年度の保険料の算定方法(大阪府)



(※)令和6年度の保険料における激変緩和措置について
国による医療保険制度改革の影響を加味した保険料額の改定がされたことから、令和6年度は激変緩和措置が設けられています。

・賦課限度額については、生年月日が昭和24年3月31日以前または障害認定により資格取得した加入者においては、73万円です。

<保険料の軽減について>

1. 均等割額の軽減 世帯の所得に応じて保険料の均等割額(57,172円)が軽減されます。

所得の判定区分 (同一世帯内の被保険者と世帯主の総所得金額等の合計額)	軽減割合 軽減後の 均等割額(年額)
【基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等(注2)の数-1)】 を超えないとき	7割 17,151円
【基礎控除額(43万円)+29万5千円×(被保険者数)+10万円× [給与所得者等(注2)の数-1]】を超えないとき	5割 28,586円
【基礎控除額(43万円)+54万5千円×(被保険者数)+10万円× [給与所得者等(注2)の数-1]】を超えないとき	2割 45,737円

2. 後期高齢者医療制度に加入する前日において、会社の健康保険や共済組合、船員保険の被扶養者であった方は、当面の間、所得割額は課されず、資格取得後2年を経過する月までの間に限り、均等割額の5割が軽減されます。
※国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた方は対象外です。

■健康診査・歯科健診 【年度中に1回、無料で受診可】

4月下旬から5月上旬に(4月以降に75歳となる方には誕生月の翌月)、健康診査の受診券と、「歯科健康診査のお知らせ」を個別に郵送します。5月1日(水)からは、市が実施する「住民健康診査(無料)」を同時に受診することができます。

受診方法 事前に医療機関へ実施状況を含めてお問い合わせの上、被保険者証と受診券(健康診査のみ)をお持ちください。

※次の方は対象外です。

- ・病院又は診療所に6か月以上継続して入院中の方
- ・特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、養護老人ホーム、障害者支援施設などの施設に入所(入居)している方

・所得割率については、賦課のもととなる所得金額が58万円以下の方は軽減用の所得割率10.94%を適用します。

(注1)所得割額の算定にかかる賦課のもととなる所得金額は、前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額から基礎控除額43万円(本人の前年の合計所得金額が2,400万円以下の場合)を控除した額です。(雑損失の繰越控除額は控除しません。)

※基礎控除額は地方税法第314条の2第2項に定める金額になります。

(注2)次のいずれかの条件を満たす方

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・65歳未満かつ公的年金等収入金額が60万円を超える方
- ・65歳以上かつ公的年金等収入金額が125万円を超える方

※総所得金額等には、専従者控除、譲渡所得の特別控除の税法上の規定は適用されません。

※年金収入につき公的年金等控除を受けた65歳以上の方は、公的年金等にかかる所得金額から15万円が控除されます。

※世帯主が被保険者でない場合でも、その所得は軽減判定の対象です。

※基礎控除額等の数値は、今後の税法改正等によって変動することがあります。

■人間ドック

年度中の受診に対し、2万6,000円を限度に1回のみ、費用の一部を助成します。

申請に必要なもの 領収書(原本)、検査結果通知書一式(コピーも可)、口座情報の分かるもの、被保険者証
※申請者以外の口座に振り込む場合で、申請者のご自身で記入されない場合、申請者の印かんが必要です。

申込・問合せ先

- 大阪府後期高齢者医療広域連合
 - ・保険料について(資格管理課) ☎06・4790・2028
 - ・健康診査、人間ドックについて(給付課) ☎06・4790・2031
- 保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186

国民健康保険の 届け出をお忘れなく

春は異動の多い時季です。次のような場合は、必ず届け出が必要です。世帯主は異動日から14日以内に届け出をしてください。

届け出には、本人確認ができるもの(マイナンバーカード、運転免許証など)・世帯主と対象者のマイナンバーが分かるもの(通知カードなど)と併せて、次の書類などをお持ちください。

【届け出が必要な場合/必要書類など】

職場の健康保険をやめた	健康保険等資格喪失証明書
子どもが産まれた	母子健康手帳・保険証
生活保護を受けなくなった	生活保護廃止日が記載された生活保護受給証明書
藤井寺市に転入してきた	—
職場の健康保険に加入した	職場の健康保険証・保険証
死亡した	保険証
生活保護を受けた	保険証・生活保護受給証明書
藤井寺市から転出する	保険証
市内で転居した	
世帯主や家族の氏名が変わった	
世帯を分離や合併した	保険証・在学証明書・転出先の住民票
修学のため、別に住所を定める	
保険証をなくした	—

※代理の方が届け出に来るときは、世帯主からの委任状・代理の方の本人確認ができるものも併せてお持ちください。

※各種医療証(子ども医療証や重度障害者医療証など)をお持ちの方は、併せてお持ちください。

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

国民年金保険料の改定

令和6年4月分から令和7年3月分までの国民年金保険料は、定額で月額1万6,980円です。

4月30日(火)までに納付書で前納(前払い)すると、割引された金額で納付できます。

【1年前納の場合の保険料額】

20万140円(毎月納める場合より3,620円の割引)

【2年前納の場合の保険料額】

39万8,590円(毎月納める場合より1万5,290円の割引)

※納付書で2年前納する場合は年金事務所への申し込みが必要です。

問合せ先

- ・保険年金課国民年金担当(1階②番窓口) ☎939・1181
- ・天王寺年金事務所 ☎06・6772・7531

令和5年中の 所得の申告はお済みですか

国民健康保険料や後期高齢者医療保険料、医療費の自己負担限度額などは前年中の所得をもとに算定されます。申告がまだの方は忘れずに行ってください。収入のない方、遺族年金や障害年金のみを受給している方も市・府民税の申告を行ってください。申告がない場合は、保険料の軽減が受けられません。また、医療費の自己負担限度額の判定ができないため、所得が多い方と同じ判定になる場合があります。

令和6年度国民健康保険料納付通知書は、6月中旬に世帯主宛てに送付します。

問合せ先

- ・国民健康保険の加入者
保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177
- ・後期高齢者医療保険の加入者
保険年金課福祉医療担当(1階②番窓口) ☎939・1186



国民年金保険料の 学生納付特例制度

学生で、本人の所得が一定以下の場合は、申請により保険料の納付が猶予されます。20歳の誕生日の前日から申請できます。

毎年の申請が必要です。申請時点から2年1か月前まで遡って申請ができますので、過去2年間に未納期間がある方はご相談ください。

申請に必要なもの

- ・年金手帳、基礎年金番号通知書又はマイナンバーが分かる書類のいずれか1点
- ・学生証(両面の写しも可)又は在学証明書
- ・本人確認書類(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)

※令和5年度分の申請をし、令和6年2月初旬までに承認された方で、令和6年度以降も引き続き在学の予定が把握できている方には、日本年金機構から、はがき形式の申請書が送付されます。届かない場合は、天王寺年金事務所(☎06・6772・7531)にお問い合わせください。

申請・問合せ先 保険年金課国民年金担当(1階②番窓口) ☎939・1181



生後91日以上の子犬を飼っている場合は 毎年の狂犬病予防注射が必要です

狂犬病予防集合注射日程のご案内

時間 いずれも 14 時～15 時

実施日	場所	住所
4/15(月)	アイセル シュラ ホール	藤井寺3-1-20
4/16(火)	市民総合体育館	大井1-2-20
4/17(水)	惣社地区コミュニティ用地 (旧長池) (第5保育所西側)	国府1-3
4/18(木)		
4/19(金)	市役所正面玄関前	岡1-1-1

持ち物 狂犬病予防集合注射実施案内

※既に飼犬登録している方に郵送します。

費用 集合予防注射料金 3,300円(予防注射料金 2,750円、注射済票交付手数料550円)

注意事項

- ・飼犬が食欲不振・体調不良の場合は、集合注射の会場で獣医師に申し出てください。
- ・犬を正しく制御できる方が集合注射の会場に連れてきてください。
- ・どの会場でも予防注射を接種できます。車は施設の駐車場に駐車してください。路上駐車は厳禁です。
- ・小雨決行。大雨や獣医師の都合(急患など)により、中止する場合があります。中止の場合、延期はありません。

【以下の場合、動物病院で予防注射を受けてください】

- ・集合注射実施期間中に予防注射を受けられない
- ・この期間以降に犬を飼いはじめた

※市外の動物病院で予防注射を受けた場合は、環境衛生課で注射済票の交付手続きが必要になります。注射済票の交付は環境衛生課で随時受け付けています。

集合注射を受けるには市への飼犬登録が必要です

下記に該当する未登録の犬を飼っている場合は、会場でも新規登録ができます(登録手数料3,000円)。登録後、接種を行います。

- ・マイクロチップ未装着の犬
- ・マイクロチップ装着済で、令和5年3月31日以前にチップの情報登録または変更を行った犬(※登録変更完了時に発行される登録証明書(メール画面でも可)をご持参ください)

マイクロチップ装着済み犬の飼犬登録に関する注意

令和5年4月1日から飼犬登録のワンストップサービス制度に参加したことに伴い、マイクロチップ装着済で、令和5年4月1日以降にチップの所有者情報の登録または変更を行った犬については、すでに市への登録は完了しています。事前に送付した狂犬病予防集合注射実施案内を持参の上、接種会場にお越しください。

※実施案内がお手元に届いていない場合は、チップの所有者情報変更時に発行される証明書(メール画面でも可)を持参の上、会場にて申し出てください。

ペットは正しく飼いましょう

リードを付けて散歩させましょう。狂犬病の予防注射は法律で義務付けられています。



猫は室内で飼いましょう。不妊手術をしましょう。



ペットの正しい飼育について詳しくはこちら▶

問合せ先 環境衛生課環境・公害・飼犬登録担当(6階⑥番窓口) ☎939・1074

広告あり

所得税定額減税説明会

令和6年6月から所得税の定額減税が実施されます。源泉徴収義務者向けの説明会を開催します。

日時

4月11日(木)・26日(金)、5月8日(水)・17日(金)

各日13時30分～14時30分

場所 富田林納税協会(富田林税務署隣)富田林市若松町西2-1702-1

申込方法 国税庁定額減税特設サイトをご確認ください。



問合せ先 富田林税務署 ☎0721・24・3281

高齢介護

令和6年度介護保険料 仮算定通知書を送付します

65歳以上の方へ介護保険料の仮算定通知書を4月初旬に送付します。

令和5年度に引き続き特別徴収(年金天引き)の方については、4・6月の保険料額は原則2月と同額になるため、仮算定通知書は送付しません。

仮算定(仮徴収期間中の支払分)

令和6年度の保険料額は7月に決まります。そのため、4月から6月(年金天引きの場合は4・6月)は、令和5年度の保険料額を基に計算し、仮決定した保険料額を納めていただきます。

本算定(本徴収期間中の支払分)

確定した令和5年中の所得と令和6年4月1日時点の世帯状況から計算し7月に決定します。7月から翌年3月(年金天引きの場合は8・10・12・翌年2月)は、年間保険料額から仮算定額を差し引いた金額を納めていただきます。本算定通知書(令和6年度の年間保険料額)は7月初旬に送付予定です。

なお、令和6年度より介護保険料が変わります。

保険料は介護保険事業計画の見直しに応じて3年ごとに設定されます。

問合せ先 高齢介護課サービス担当(1階③番窓口) ☎939・1164

税

土地・家屋の価格を記載した縦覧帳簿の縦覧

期間 4月1日(月)～5月31日(金)

対象 市内に土地・家屋を所有する納税者

本人確認書類が必要です

- ・1枚で確認できるもの 写真が添付された官公署の発行する証明書(マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど)
- ・異なる書類2枚以上で確認できるもの 健康保険証、キャッシュカード、納税通知書など

※納税者以外が縦覧する場合は、納税者からの委任状が必要です。法人名義の物件を縦覧する場合も同様です。

場所・問合せ先 税務課資産税担当(2階②番窓口) ☎939・1062

「大阪府域地方税徴収機構」への事案引継ぎ(市税徴収の促進)

府税及び市町村税の積極的な滞納整理を行うため、大阪府と府内市町村で設置した「大阪府域地方税徴収機構」に次の事案の引継ぎを行い、滞納額の縮減を図っています。

対象者には、4月上旬に「引継予告書」を郵送します。

主な事案

- ・高額の税を滞納している
- ・納税資力を有すると見込まれるにも関わらず、滞納市税の早期完納が見込めない など

問合せ先 税務課納税担当(2階②番窓口) ☎939・1066

国民健康保険 各基準の統一について

国民健康保険制度の改正に伴い、保険料率や保険料の減免基準、各種給付費などの国民健康保険における基準については平成30年度に大阪府内の全市町村で統一され、6年間の経過措置期間内に統一基準に移行することとされています。

令和6年度からは経過措置期間終了に伴い大阪府内統一基準となり、府内において同じ所得・同じ世帯構成であれば同一の保険料となります。これにより市独自の減免制度は令和5年度で終了となり、今後は大阪府統一基準による減免制度に一本化されます。

問合せ先 保険年金課国民健康保険担当(1階②番窓口) ☎939・1177

福祉

令和6年度タクシー基本料金 助成事業の申請受付開始

4月1日から、申請によりタクシーの初乗運賃分のタクシー券を月1枚給付します(4月に申請すると12枚です)。

対象 次のいずれかに該当する方(在宅で生活している方に限る)

- ・身体障害者手帳1・2級で下肢体幹・視覚・内部障害のある方
- ・療育手帳A判定の方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ・特定医療費(指定難病)受給者証をお持ちの方
- ・小児慢性特定疾病医療受給者証をお持ちの方

申請に必要なもの

①来庁者の本人確認書類、②対象者の各種障害者手帳、特定医療費(指定難病)受給者証、小児慢性特定疾病医療受給者証、③代理の方が申請する場合は委任状

問合せ先 福祉総務課障害者福祉担当(1階⑥番窓口) ☎939・1106



「2024(令和6)年国民生活基礎調査」にご協力ください

「2024(令和6)年国民生活基礎調査」を実施します。

対象 令和2年国勢調査区から層化無作為抽出された地区の世帯
調査対象世帯には、4月中旬より、大阪府知事から任命された調査員が『調査員証』を携帯して訪問しますので、調査へのご理解・ご協力をお願いします。

詳細は、厚生労働省のホームページをご覧ください。



問合せ先 藤井寺保健所企画調整課
☎955・4181 FAX)939・6479

エンディングノート (2024年度版)の配布

エンディングノートは、自分にもしものことがあったとき、残された家族が困らないように伝えておきたいことや、最後まで自分らしく歩むために必要なことについて考えをまとめておくノートです。

配布場所 協働人權課、市役所1階情報交流ひろば「ふらっと」、図書館、アイセル シュラ ホール、藤井寺市社会福祉協議会(ふれあいセンター1階)※4/2(火)から配布開始。無くなり次第終了

問合せ先 協働人權課広聴・協働担当
(1階④番窓口) ☎939・1331

生産緑地地区の追加指定

希望する方は申請前に必ずご相談ください。

事前相談・申請日時 4月1日(月)～5月31日(金)9時～17時30分

面積要件 300㎡以上

問合せ先 都市デザイン課都市計画担当
(4階④番窓口) ☎939・1214

列車内ちかん被害相談

痴漢の被害に遭ったときは、一人で悩まず、列車内ちかん被害相談までご相談ください。

相談先 ☎06・6885・1234



各種情報

令和6年度 藤井寺青少年育成しゅら基金

文化・スポーツ・芸術などの分野における社会教育活動を行う市内の青少年の団体及びその指導者に対し助成を行うことにより、社会教育活動の振興を図ります(営利を目的とする活動は対象外です)。

受付期間 4月15日(月)～5月20日(月) ※当日消印有効

申請方法 所定の申請書に必要事項を記入し、申請団体の概要がわかる資料を同封のうえ郵送で。

申請書配布場所

・市役所1階情報交流ひろば「ふらっと」、市ホームページ



選考結果 7月下旬に通知

申請書提出・問合せ先 〒105-8574 東京都港区芝3-33-1 三井住友信託銀行 個人資産受託業務部公益信託チーム藤井寺青少年育成しゅら基金申請口 ☎03・5232・8910(月～金曜日の9時～17時)

マイナンバーカード 交付臨時窓口

日時 4月20日(土) 9時～12時
※カード交付業務のみ行います。

場所 マイナンバー総合窓口

交付に必要なもの 交付通知書(ハガキ)、通知カード(紛失した方は交付時にお申し出ください)、住民基本台帳カード(お持ちの方のみ。マイナンバーカードと交換)、本人確認書類

※原則、交付申請者ご本人が来庁してください。

◆予約いただくとスムーズにご案内できます。市公式LINEアカウントからも予約できますので、是非ご利用ください。

問合せ先 市民課マイナンバー担当 ☎939・1357



環境・安全

道路占用料の改定

藤井寺市道路占用料条例の一部及び藤井寺市準用河川占用料徴収条例の一部が改正され、占用料の額が改定となります。これに伴い、4月1日以降は、改定後の占用料が適用されます。詳細は、市ホームページでご確認ください。



問合せ先 まちとみどり保全課道路水路管理・地籍・自転車担当(4階⑤番窓口) ☎939・1272

貯水槽水道の設置者・管理者へ

マンション・ビルなどに設置されている貯水槽水道は、適正に管理し、衛生的な水を給水しなければなりません。設置者・管理者は次の点に留意してください。

- ・年1回以上定期的に清掃しましょう
- ・亀裂や蓋の破損などがなければ日常的に点検しましょう
- ・蛇口からの水の色、濁り、におい、味などに異常がないか1週間に1回以上点検しましょう
- ・異常があったときは、給水を停止し必要な検査を行い、安全を確認後給水してください

また、10㎡を超える貯水槽は、水道法に定める清掃や点検を行い、検査機関による定期検査を毎年1回以上受けなければなりません。

問合せ先 環境衛生課 環境・公害・飼犬登録担当(6階⑦番窓口)
☎939・1074

水銀含有製品及び小型充電式電池専用回収ボックスの移設

支所の閉鎖に伴い、設置している「水銀含有製品及び小型充電式電池の専用回収ボックス」を3月末日に撤去し、4月1日からは、松水苑に設置します。ご理解のほどお願いします。

問合せ先 環境衛生課清掃庶務担当(6階⑦番窓口) ☎939・1077